뭉

近畿圏 一の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏 の都市整備区

域、 都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 近畿圏 0 近郊 整備区域 及び都 市 開発区 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 整備及び開発に関する法律 (昭 和三十九年法律第百四

十五 号) 第四十 七 条 及 び 中 部 巻 \mathcal{O} 都 市 整 備 区 域 都市 開 発 区 域 及び保含 全区 |域の整: 正備等に1 関 以する法語 律 (昭 和四

十二年法 律第百二号) 第八 条 \mathcal{O} 規定に基づき、こ 0) 政 令 を制定する。

次に

撂

げ

る

政

令

0

規定中

平

成二十四年三月三十一

を

平

成二十六年三月三十一

日

に

改

8

近畿 巻 \mathcal{O} 近 郊 整 備 区 域 及び 都 市開 発 区 域 \mathcal{O} 整 備 及び開 日 発に関する法律施行令 昭昭 和 兀 十 年 -政令第一 百 五. 十

七 号)第十二条

中部 巻 の都市整備区域、 都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令 (昭和四十三年政令第

六十三号) 第五 条

附 則

0 政令は、 平成二十四年四月一 日から施行する。

ける工業生産設備に係る地方税の不均一課税に伴う措置の適用期限を延長する必要があるからである。

近畿圏及び中部圏の都市開発区域における製造の事業の発展を引き続き促進するため、これらの区域にお